

最近の判例から (5)

道路を管理している地方公共団体は、 道路を構成する敷地について占有権を有するとした事例

(最高判 平18・2・21 ホームページ最近の最高裁判例情報)

道路を一般交通の用に供するために管理している地方公共団体は、その管理の内容、態様によれば、道路がその事実的支配に属するものというべき客観的關係にあると認められる場合には、道路を構成する敷地について占有権を有するとした事例（最高裁 平成18年2月21日判決 破棄差戻 ホームページ最高裁判所一判例情報—最近の最高裁判例）

1 事案の概要

本事案における対象土地（以下「本件道路」という。）は私鉄線の駅東口から県道に通じる幅員約7m、延長約48mの市道であり、バス、タクシーや電車の乗降客等が往来する交通量の多い道路である。国は、明治33年所有者Aから「献地」を受けたとして、本件道路の供用を開始した。その後県知事が本件道路を県道として管理し、昭和42年3月以降は地方公共団体であるXが道路管理者として本件道路を市道として管理している。

国は、本件道路の供用開始後も、所有権登記移転手続をしていなかったため、本件道路の登記名義はAのままであったところ、平成4年10月、Yは本件道路について売買を原因とする所有権移転登記を受けた。その後Yは、本件道路の所有者である旨主張して、Xに対し本件道路を時価で買取るか、その代替地を提供するよう要求した。

一審はXの占有権を認めたが、原審は次のように判示し、Xの占有権を否定した。①い

わゆる道路管理権は、道路法の規定に照らせば、道路管理者に対して、民法その他の私法上の権限とは全く無関係に、道路法によって与えられたというべきであり、その内容及び範囲は、同法が定めるところに限定されるというべきである。②また、道路管理権は、あくまで道路を一般交通の用に供するために行使されるものであるから、これを行使することが、当然に民法180条（占有権の取得）「自己のためにする意思をもって物を所持すること」に当たるといことはできない。③したがって、道路管理者が、自己の管理する道路の敷地について占有権を主張する場合には、単に道路管理権を行使して当該道路を現に管理していることを主張・立証するだけでは足りず、別個に占有権の取得原因事実を主張・立証する必要があるというべきである。

原審の判決を不服として、Xは上告した。

2 判決の要旨

最高裁判所は以下のように判示して、原判決を破棄し、本件を原審に差戻した。

(1) 占有権の取得原因事実とは、自己のためにする意思をもって物を所持することであるところ、ここでいう所持とは、社会通念上、その物がその人の事実的支配に属するものというべき客観的關係にあることを指すものと解される（大審院昭和15年（オ）第1号）。

(2) そうすると、地方公共団体が、道路を一

般交通の用に供するために管理しており、その管理の内容、態様によれば、社会通念上、当該地方公共団体の事実的支配に属するものというべき客観的關係にあると認められる場合には、当該地方公共団体は、道路法上の道路管理権を有するか否かにかかわらず、自己のためにする意思をもって当該道路を所持するものといえることができるから、当該道路を構成する敷地について占有権を有するというべきである。

- (3) したがって、Xの本件道路についての占有権の取得原因事実の主張はそれ自体失当であるとして、Xの主張する事実関係について何ら審理することなく、Xの請求を棄却した原審の判断には、判決の結論に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。
- (4) 以上の通りであるから、原判決を破棄し、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

3 まとめ

最高裁は管理者である地方公共団体に占有権があると判示したが、適法な道路と思っていたものが紛争になる場合もあり、トラブルを避けるためには慎重な調査が必要と思われる。なお本件の所有権については別に争われており、所有者は国に変更されている。